

地域の防災力向上等に向けた連携と協力に関する協定書

大月町、宿毛警察署、幡多西部消防組合大月分署及び宿毛海上保安署（以下「協定締結機関」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、地震、津波、豪雨などによる大規模災害の発生に備え、協定締結機関の相互連携と協力を高め、地域の防災力等の向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第二条 協定締結機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （１）地域の防災及び安全・安心の向上に関する事項
- （２）防災教育・啓発の充実に関する事項
- （３）観光客の安全に関する事項
- （４）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（取組及び実施の細則）

第三条 前条に掲げる事項にかかる具体的な取組内容及び実施方法等（以下「取組等」という。）は、協定締結機関にて協議のうえ決定する。

（有効期間）

第四条 本協定の有効期限は、本協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに他の協定締結機関に対する書面による協定の終了の申し出がない場合は、本協定は１年間延長され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第五条 協定締結機関は、本協定に基づく取組等により相手方から知り得た秘密事項は、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、相手方の許可なく第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

（協議）

第六条 本協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定締結機関にて協議のうえ決定する。

（事務局）

第七条 本協定に関する事務局は大月町総務課危機管理室に置く。

本協定の締結を証するため、本書を４通作成し、協定締結機関が署名のうえ、各１通を保有する。

令和４年１１月２１日

協定締結機関

高知県幡多郡大月町弘見２２３０番地
大月町

町長

高知県宿毛市幸町７番５４号
宿毛警察署

署長

高知県幡多郡大月町弘見２１０６－１
幡多西部消防組合大月分署

分署長

高知県宿毛市片島１０番６０－６号
宿毛海上保安署

署長